**平成３０年度　大阪府大阪市東部保健医療協議会**

・日時：平成３１年１月１１日（金）１４：００～１５：２０

・場所：大阪市立西成区民センター　１階　ホール

・委員出席：２７名出席（委員総数４１名）

・傍聴人数：７名

**■議題（１）会長・副会長の選出について**

**会長には、中央区東医師会　前久保委員、副会長には、鶴見区歯科医師会　大草委員、浪速区薬剤師会　安部委員を選出し、承認された。**

**■議題（２）地域医療構想推進にかかる大阪アプローチについて**

**（資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明）**

**【主な質問・意見とその回答】**

（意　見）資料１－２の５頁は、あくまで参考でいいのか。病院が病床機能を自ら判断す

ると言いながら、知事権限が発令される。その根拠に５頁の数字が基準になってしまう

ことはないか。

（事務局）知事権限ありきとは考えていない。各病院から報告される病床機能報告の病床数が過剰な病床に転換される場合、まずは地域での協議が必要である。その協議が整わなければ最終的に知事権限となり、その数値の根拠となるのはこの数字である。

（意　見）大阪市は回復期の必要量が約１０，０００床というのに対して、現在の回復期病床は約３，０００床と圧倒的に違うが、こういうところが議論の対象になるのか。

（事務局）病床機能報告だけを見ると、高度急性期や急性期が多くて回復期が足りないということになる。そこで、大阪アプローチに基づき、急性期機能の中の回復期機能を分析し、その割合で議論をしていただくというもの。

（会　長）資料１－２の３頁の手順を踏んで、お互い協力しながら、知事権限での強制を少なくしていこうというのが大阪アプローチの主旨かと思う。

（意　見）協議の進め方で、知事権限の行使について、医療審議会で審議が必要と判断された場合、医療審議会で議論検討がなされ覆すことはできるのか。どの程度知事権限に対する配慮を申し出できるのか伺いたい。

（事務局）医療・病床懇話会を経て、保健医療連絡協議会でどのような議論になるかである。知事権限は、医療審議会の意見を聞いてから行使するという位置づけになっている。

（意　見）大阪市の東部の病院は急性期が多い。大阪市の病院は、圏域内のみではなく圏域外からも患者を受けている。そういう実態の中、資料１－２の５頁の数字だけを基準に知事権限と言われたら納得できない。

（事務局）ここには医療法に定められた知事権限を行使する場合のプロセスのみを書いているもの。

（意　見）大阪府は民間で２００床未満の病院がたくさんある。周辺住民の意見を聞いた上で、急性期で残るのか聴取していただきたい。

**■議題（３）大阪市二次医療圏「地域医療構想」の進捗状況・課題と今後の方向性**

**（資料に基づき、大阪市健康推進部健康施策課からから説明）**

**【主な質問・意見とその回答】**

（意　見）**：**回復期病床を増やそうという考え方のなかで、城東中央病院が過剰である高度急性期に転換して、城東区から北区に出ていくのは、問題ではないのか。

（事務局）回復期機能以外の病床機能は過剰であるためその考え方になるが、懇話会や協議会等で意見を聞きながら、議論を進めていきたい。

（意　見）資料３の最後の頁、城東中央病院の２３３床と医誠会病院を合併し、５６０床全て高度急性期に転換する。北区では５６０床もの高度急性期の病院が建設され、東部では、地域医療を担っていた回復期２７床、慢性期９１床が無くなる。回復期ではなく全て高度急性期に転換するのは医療計画と逆行しているのではないか。医誠会病院も含め、城東中央病院から説明はあるのか。

（事務局）医療・病床懇話会において、地域医療調整会議となる保健医療連絡協議会の場で、医療法人医誠会に説明していただくようにとの意見をいただいた。

（意　見）大阪市は非常に交通網が整備されており、数字だけでは比較できない。知事権限ではなく地域住民の意見を聞いていただく必要があると思う。

（意　見）資料１－２の３頁の【参考】で言えば、医誠会病院については、医療・病床懇話会に続き保健医療連絡協議会で検討される。知事権限の何らかの要請がでる可能性はあるのか。

また、保健医療連絡協議会での結論が、知事権限を巻き込む非常に大事なものになって

くるということか。

（事務局）知事権限の行使というのは最終的なものであり、まずは、地域での協議が必要で

　　ある。１月３１日の保健医療連絡協議会で、医誠会病院と城東中央病院に説明していた

だくこととなっており、今後は、これらを踏まえて、次の対応を協議していくという流

れがあるのではないかと、昨日の北部保健医療協議会でも意見をいただいた。

（意　見）民間病院なら命令はできないが要請はできるということか。

（事務局）法上はそういう権限がある。

（意　見）大原則として、過剰病床への転換は認めないという方向でいかないと、毎回こう

いう議論がでてくると思う。特に、北部は急性期が多いなかで、更に急性期が増えると

いうことは、バランスとして非常に悪いと思う。ある程度のラインを決めて頂いたらど

うかと思う。

（会　長）医療法人医誠会が合併後に新しい地域でどういう役割を担っていくのか、地域医

療構想という観点から検討する必要がある。北部保健医療協議会と同じように東部保健

医療協議会としても、１月31日の保健医療連絡協議会に病院側の出席を求めることと

したいがよろしいですか。

（委員賛同の拍手）

**■議題（４）大阪市二次医療圏における第7次大阪府医療計画の取組状況の評価**

**（資料に基づき、大阪市健康推進部健康施策課からから説明）**

**【主な質問・意見とその回答】**

（会　長）全体的にはスムーズに進捗していると思うので、今後も引き続き取り組んでいただきたい。

■**議題の５　その他**

（事務局）特になし

（会　長）色々な貴重な意見をいただいた。

城東中央病院に関して、地域医療構想の考え方に逆行していることに関して、１月３１日に開催予定の保健医療連絡協議会で、医療法人医誠会の意見を聞くということをお願いしたい。また、協議会での意見を医誠会に伝えていただきたいと思う。

**閉会**